

目 次

告 示

ページ

- 12 平成 29 年第 2 回新潟県市町村総合事務組合議会定例会の招集…………… 1
- 13 新潟県市町村総合事務組合議会議員補欠選挙の当選人…………… 1

公 告

- 新潟県市町村総合事務組合議会議員の退任について…………… 2
- 新潟県市町村総合事務組合議会議員の就任について…………… 2

正 誤

- 1 平成 29 年 2 月 16 日付け新潟県市町村総合事務組合条例第 5 号（新潟県市町村総合事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例）中…………… 2
- 2 平成 29 年 2 月 16 日付け新潟県市町村総合事務組合規則第 1 号（新潟県市町村総合事務組合職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則）中…………… 2
- 3 平成 29 年 2 月 16 日付け新潟県市町村総合事務組合規則第 2 号（新潟県市町村総合事務組合職員の扶養手当の支給に関する規則の一部を改正する規則）中…………… 3
- 4 平成 29 年 2 月 16 日付け新潟県市町村総合事務組合規則第 5 号（新潟県市町村総合事務組合職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則）中…………… 3
- 5 平成 29 年 2 月 16 日付け新潟県市町村総合事務組合規則第 6 号（新潟県市町村総合事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則）中…………… 3
- 6 平成 29 年 3 月 1 日付け新潟県市町村総合事務組合規則第 9 号（新潟県市町村総合事務組合財務規則の一部を改正する規則）中…………… 3
- 7 平成 29 年 3 月 30 日付け新潟県市町村総合事務組合訓令第 5 号（新潟県市町村総合事務組合職員服務規程の一部改正）中…………… 3

告 示

新潟県市町村総合事務組合告示第 12 号

平成 29 年第 2 回新潟県市町村総合事務組合議会定例会を次のとおり招集する。

平成 29 年 6 月 16 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 渡 邊 廣 吉

- 1 日時 平成 29 年 7 月 21 日（金） 午後 1 時 30 分
- 2 場所 新潟県自治会館（新潟市中央区新光町 4-1） 301 会議室

新潟県市町村総合事務組合告示第 13 号

平成 29 年 6 月 6 日実施の新潟県市町村総合事務組合議会議員補欠選挙において次のとおり当選人が決定したので、新潟県市町村総合事務組合議会議員の選挙に関する規則（平成 16 年規則

第3号) 第6条の規定により告示する。

平成29年6月16日

新潟県市町村総合事務組合管理者 渡邊 廣吉
組合議会議員補欠選挙当選人 (第3選挙区) 丸山 勝 総 (長岡市議会議長)

公 告

新潟県市町村総合事務組合議会議員の退任について (公告)

新潟県市町村総合事務組合議会議員の退任があったので、次のとおり公告する。

平成29年6月16日

新潟県市町村総合事務組合管理者 渡邊 廣吉
組合議会議員

退任 関 正 史 (長岡市議会議長) 平成29年5月16日

退任 山 崎 信 義 (出雲崎町議会議長) 平成29年6月7日

新潟県市町村総合事務組合議会議員の就任について (公告)

新潟県市町村総合事務組合議会議員の就任があったので、次のとおり公告する。

平成29年6月16日

新潟県市町村総合事務組合管理者 渡邊 廣吉
組合議会議員

就任 丸山 勝 総 (長岡市議会議長) 平成29年6月16日

正 誤

- 1 平成29年2月16日付け新潟県市町村総合事務組合条例第5号 (新潟県市町村総合事務組合職員の子育休業等に関する条例の一部を改正する条例) 中

ページ	行	誤	正
19	24	この条例は、公布の日から施行し、改正後の新潟県市町村総合事務組合職員の子育休業等に関する条例の規定は、平成29年1月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、同年4月1日から施行する。	1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成29年4月1日から施行する。 2 第1条の規定による改正後の新潟県市町村総合事務組合職員の子育休業等に関する条例の規定は、平成29年1月1日から適用する。

- 2 平成29年2月16日付け新潟県市町村総合事務組合規則第1号 (新潟県市町村総合事務組合職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則) 中

ページ	欄	行	誤	正
9	右	29	第5項又は第6項の規程にかかわらず	第5項及び第6項の規程にかかわらず

- 3 平成 29 年 2 月 16 日付け新潟県市町村総合事務組合規則第 2 号（新潟県市町村総合事務組合職員の扶養手当の支給に関する規則の一部を改正する規則）中

ページ	行	誤	正
16	20	条例第 号	条例第 3 号

- 4 平成 29 年 2 月 16 日付け新潟県市町村総合事務組合規則第 5 号（新潟県市町村総合事務組合職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則）中

ページ	欄	行	誤	正
19	左	22	優秀な職職員	優秀な職員

- 5 平成 29 年 2 月 16 日付け新潟県市町村総合事務組合規則第 6 号（新潟県市町村総合事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則）中

ページ	欄	行	誤	正
24	左	30	「条例第 9 条第 2 項又は第 3 項と	「条例第 9 条第 2 項又は第 3 項」と
	右	26		

- 6 平成 29 年 3 月 1 日付け新潟県市町村総合事務組合規則第 9 号（新潟県市町村総合事務組合財務規則の一部を改正する規則）中

ページ	欄	行	誤	正
7	左	15	支払う経費当該課長	支払う経費 当該課長

- 7 平成 29 年 3 月 30 日付け新潟県市町村総合事務組合訓令第 5 号（新潟県市町村総合事務組合職員服務規程の一部改正）中

ページ	行	誤	正
18	28	届出の理由	届出の事実